

## 社会福祉法人草加会評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人草加会定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、報酬等の用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとし、社会福祉法人草加会職員給与規程（平成6年4月1日施行。以下「職員給与規程」という。）及び社会福祉法人草加会旅費規程（平成6年4月1日施行。以下「旅費規程」という。）において使用する用語の例による。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 評議員 無報酬
- (2) 常勤の理事 報酬
- (3) 非常勤の役員 無報酬
- (4) 評議員選任・解任委員 無報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、職員給与規程及び旅費規程の例による。

2 非常勤の評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員に対する費用弁償は、

評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、別表2に定める額を支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 役員等が職務遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 通勤手当は、職員給与規程の例による。

(報酬等の日割り計算)

第7条 報酬等の支給にあたり、日割り計算の必要が生じたときは、職員給与規程の例による。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(捕捉)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### 附則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人草加会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成18年6月21日施行。）は、廃止する。

#### 附則

1 この規程は、令和4年7月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

常勤の理事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000円

別表第2（第5条関係）

評議員の費用弁償

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円

理事の費用弁償

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円

監事の費用弁償

	日額
理事会、評議員会及び監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円

評議員選任・解任委員の費用弁償

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円